

# 小規模多機能型居宅介護（概要）

平成30年度介護報酬改定後

## 定義

○「小規模多機能型居宅介護」は、利用者（要介護者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または施設に通わせ、もしくは施設に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うものをいう。

## 経緯

○「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、サービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。



### 運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。

- 外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
- サービスの質の確保

運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、一定の要件を満たす場合は、複数の事業所の合同開催が可能

## 小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能などのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により  
「泊まり」

### 《利用者》

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内（一定の要件を満たす場合は最大18名）
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

### 《人員配置》

- 介護・看護職員  
日中：通いの利用者 3人に1人  
+ 訪問対応1人  
夜間：泊まりと訪問対応で 2人（1人は宿直可）
- 介護支援専門員1人

### 《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○ 要介護度別の月単位の定額報酬

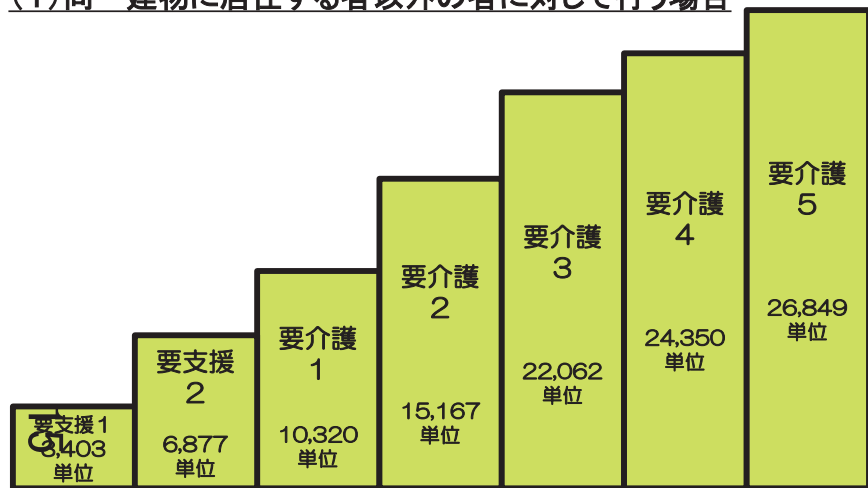
重点番号14：小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び「通い」サービスの利用定員上限の見直し（厚生労働省）

# 小規模多機能型居宅介護（報酬）

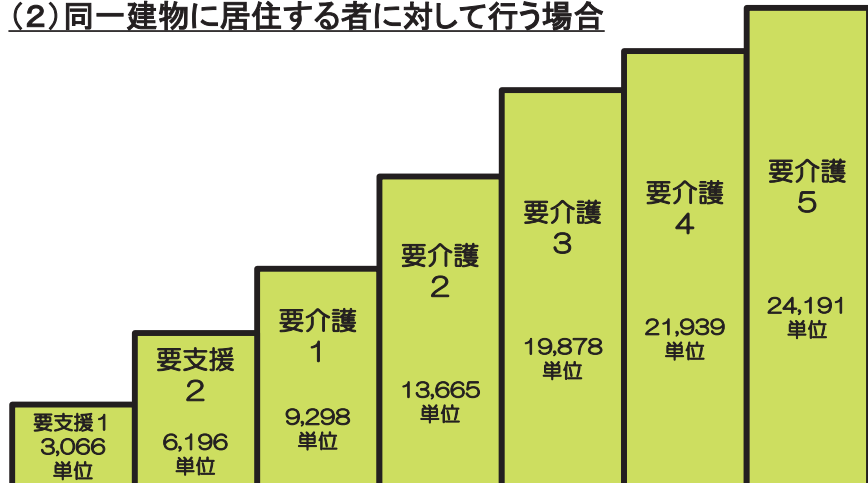
平成30年度介護報酬改定後

## 利用者の要介護度・要支援度に応じた基本サービス費

(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合



(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合



## 利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

登録日から30日以内サービス提供 (30単位/日)	認知症の者へのサービス提供※ (800単位、500単位/月)	リハビリテーション職との連携 (200単位・100単位/月)
基準を上回る看護職員配置※ (900単位,700単位,480単位/月)	訪問サービスの提供体制の強化※ (1,000単位/月)	若年性認知症の者へのサービス提供 (800単位、450単位/月)
看取り期の連携体制の構築※ (64単位/日)	包括サービスとしての総合的なマネジメント (1,000単位/月)	栄養スクリーニング加算 (5単位/回)
中山間地域等でのサービス提供 (5%)	市町村独自の要件※ (300単位、200単位、100単位) 1,000単位を上限とする	
介護福祉士や常勤職員等の割合や職員研修の実施等の要件を満たす場合（サービス提供体制強化加算） ・介護福祉士5割以上：640単位 ・介護福祉士4割以上：500単位 ・常勤職員等：350単位	介護職員処遇改善加算 ・加算Ⅰ：10.2% ・加算Ⅱ：7.4% ・加算Ⅲ：4.1% ・加算Ⅳ：加算Ⅲ×0.9 ・加算Ⅴ：加算Ⅲ×0.8	
定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%)	サービスの提供が過少である事業所 (▲30%)	

(注) ※印の加算については、指定小規模多機能型居宅介護にのみ適用。(指定介護予防小規模多機能型居宅介護には適用されない。)

(※) 点線枠の加算は、限度額に含まれない。

# 小規模多機能型居宅介護（人員基準）

平成30年度介護報酬改定後

## 必要となる人員・設備等

		本体事業所	サテライト型事業所
代表者		認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者		認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3:1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
		宿直職員	時間帯を通じて1以上
	看護職員	小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

※ 代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

# 小規模多機能型居宅介護支援事業の定員に関する規定について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第66条に定員に関する規定が置かれている。

	本体事業所	サテライト事業所
登録定員	29人まで	18人まで
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで(※)	登録定員の1/2～12人まで
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで

※ 登録定員が25名を超える場合は、登録定員に応じて、通いの定員を次の表のとおりとすることが出来る。

登録定員	通いの定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

# 登録定員に関する設定経緯や改定時の議論

## 【登録定員の設定経緯】

- ・ H18の制度創設当時は登録定員25名。これは、なじみの関係性の中でケアを行うという、従来から実践されてきた宅老所の取組を参考として設定されている。
- ・ H27報酬改定において、経営の安定性等の観点から登録定員の拡充を提案し、なじみの関係性の中でのサービスであることや他の地域密着型サービスとの整合性等から、29名まで拡充された。

## 【H30報酬改定時の議論】

- ・ 「小多機や看多機について、請求事業所数や利用者数の現状を踏まえると、更なる普及が課題であると考えられるが、サービス供給量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、人員基準や利用定員等の在り方についてどう考えるか。」と論点を提案。
- ・ 複数の委員・団体より、反対である旨の意見が出されたため、改定を見送った。

18

※ 反対意見の例①: 前回の改定で登録定員を25から29名に増加したわけであり。なぜ29名なのかを質問しましたところ、そのときの説明では、地域密着型特養の定員を見ても、小規模の上限は29名だという説明でありましたので29名以上に人数が多い小多機はない、小規模の地域密着型サービスはないのだと理解したわけであり。

※ 反対意見の例②: 定員規模につきましては、既にサテライトを2つ持つことによって、29、18、18ということがございますので、最大で65名までの登録が可能になっておりますので、利用定員の拡充という問題については、さほど問題がないのではないかなと思っています。また、29名の本体の登録に関してでございますが、昨年度の実態調査では登録定員の平均が19.4人ということございまして、29名を大きく下回っているということがございますので、そこからも利用定員の拡充や利用定員の撤廃ということは今、必要ではないのではないかと考えております。そういう意味で、新型多機能を創設するというよりは、むしろ小規模多機能型居宅介護を根づかせて、広げて、育てていくというほうが重要ではないかということをお考えして、ホームページにおきまして7月25日に新型多機能サービスについては、本会としては反対であるということをお表明しております。



# 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

## 論点

### （共通の論点）

- 小多機や看多機について、請求事業所数や利用者数の現状を踏まえると、更なる普及が課題であると考えられるが、サービス供給量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、人員基準や利用定員等の在り方についてどう考えるか。
- 小多機や看多機について、看護職員の雇用が難しいという声があるがどう考えるか。

### （小規模多機能型居宅介護に関する論点）

- 小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成した場合の取扱いについてどう考えるか。
- 小規模多機能型居宅介護と他のサービスとの併用についてどう考えるか。